

令和 8 年 1 月 25 日 執行

鹿 屋 市 長 選 挙

# 確 認 団 体 の 手 引 き

鹿屋市選挙管理委員会

## 目 次

|   |                            |   |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 確認団体の要件                    |   |
|   | 確認団体とは                     | 1 |
| 2 | 申請手続                       |   |
|   | 確認申請                       | 1 |
|   | 申請期間                       | 1 |
|   | 確認書等の交付                    | 1 |
|   | ポスター証紙の交付                  | 1 |
|   | ビラの届出                      | 2 |
|   | 政談演説会の開催届出                 | 2 |
| 3 | 確認団体のできる政治活動               |   |
|   | 政談演説会の開催                   | 2 |
|   | 街頭政談演説                     | 2 |
|   | 政治活動用自動車の使用                | 3 |
|   | 拡声機の使用                     | 3 |
|   | 政治活動用ポスターの掲示               | 3 |
|   | 立札・看板の類の掲示                 | 4 |
|   | ビラの頒布                      | 5 |
|   | 連呼行為                       | 5 |
| ○ | 申請書                        |   |
|   | 政治団体確認申請書                  | 6 |
|   | 政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書 | 7 |
|   | 確認団体政治活動用ビラ届出書             | 8 |
|   | 確認団体政談演説会開催届出書             | 9 |

## ま え が き

鹿屋市長選挙（以下「市長選」という。）は、令和8年1月25日に執行されます。

この市長選においては、その告示日（1月18日）から投票日（1月25日）までの間、政党その他の政治活動を行う団体（以下「政治団体」という。）の行う諸種の政治活動のうち、特定の態様、方法による政治活動が原則として禁止されています。

しかしながら、一定の要件を備えた政治団体が、所定の手続きを経て、いわゆる「確認団体」となった場合には、市長選の告示日（1月18日）から投票日の前日（1月24日）までの間、その禁止されている政治活動を行うことができます。

本手引きでは、この確認団体が行える政治活動に関して、鹿屋市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）への申請手続を中心にその必要事項を掲載しました。団体の確認申請から始まる一連の手続き等にご参照ください。

## 1 確認団体の要件

### 確認団体とは

次の要件を満たす政治団体が、いわゆる確認団体として扱われます。

- (1) 所属候補者又は支援候補者を有する政治団体であること。

所属候補者とは、当該候補者の立候補届出書に記載をされた所属政治団体名が、当該政治団体と一致するものでなければなりません。支援候補者とは、当該候補者の立候補届出書において、無所属として届け出られた候補者で、当該政治団体が推薦し、又は支持するものをいいます。この場合、支援されることについて、当該候補者の同意が必要です。

- (2) 確認書の交付を受けていること。

所属候補者又は支援候補者を有する政治団体は、鹿屋市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）に政治団体確認申請書（別紙）を提出して確認を受け、確認書の交付を受けなければなりません。

## 2 申請手続

### 確認申請

次に掲げる書類を作成し、市選管に申請してください。

- (1) 政治団体確認申請書・・・別紙6ページ  
(2) 政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書・・・別紙7ページ

### 申請期間

所属候補者等の立候補届出の日（1月18日）から投票日の前日（1月24日）までの間で午前8時30分から午後5時まで

### 確認書等の交付

市選管では、提出された関係書類を審査のうえ、全ての要件が具備されていると認めた場合は、次のとおり確認書等を交付します。

- (1) 政治団体確認書  
(2) 政治活動用自動車の表示板

### ポスター証紙の交付

政治活動用ポスターを掲示する場合は、市選管に申し出て、ポスターに証紙を貼付しなければなりません。その際、証紙を交付します。（ポスターの見本を2枚提出）

## ビラの届出

政治活動用ビラは、2種類以内とされ、種類ごとに頒布する前に市選管に届け出ることが必要です。この届出は「確認団体政治活動用ビラ届出書」（別紙8ページ）にビラの種類ごとに見本各1枚を添付し、行ってください。

## 政談演説会の開催届出

政談演説会を開催する場合には、あらかじめ市選管に届け出ることが必要です。この届出は「確認団体政談演説会開催届出書」（別紙9ページ）により行ってください。

## 3 確認団体のできる政治活動

### 政談演説会の開催

確認団体は、告示日から投票日前日までの間、すなわち、1月18日から1月24日まで、次に述べる政治活動を行うことができます。

- (1) 開催回数      2回
- (2) 開催届出      届出は前述の「政談演説会の開催届出」をご参照ください。
- (3) 演説の内容
  - ① 演説の内容は、政策の普及宣伝のほか、従たる範囲内で、市長選の所属候補者又は支援候補者の推薦支持その他選挙運動のための演説をすることができます。
  - ② さらに、同じく従たる範囲で、候補者自身、自己の選挙運動のための演説をすることもできます。

### 街頭政談演説

街頭政談演説とは、政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用を認められた自動車の停止した射場及びその範囲において行われる政談演説をいい、次の範囲内で許されています。

- (1) 開催時期  
街頭政談演説は、午前8時から午後8時までの間に限り開催できます。  
回数についての制限はありません。しかし、必ず使用を認められた政治活動用自動車の停止した車上又はその周囲で行わなければなりません。

(2) その他の制限

演説の内容については、政談演説会の場合と同様の制限があります。

学校・病院・診療所その他療養所等の周辺では、静穏の保持につとめ、授業・診療・療養等の妨げにならないよう注意してください。また、同一の場所での長時間にわたる演説はさけるように努めてください。

## 政治活動用自動車の使用

政治活動用自動車とは、確認団体がその政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用することができる自動車をいい、次により使用できます。

(1) 使用台数

台数は、1 台に限り認められます。この場合、車種・乗車人員については、別段の制限はありませんが、道路交通法の制限は受けます。

(2) 表示板の掲示

政治活動用自動車には、市選管から交付された表示板を、外部から見やすい前面に、その使用中常時掲示しておいてください。

## 拡声機の使用

拡声機とは、確認団体がその政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用することができるものをいい、次の場所に限ってその使用が許されています。

- ① 政談演説会の会場
- ② 街頭政談演説（政談演説を含む）の場所
- ③ 政治活動用自動車の車上

## 政治活動用ポスターの掲示

(1) 規格 長さ 85 cm×幅 60 cm以内

(2) 枚数 1,000 枚以内

(3) 記載内容

① ポスターの記載内容は、純然たる政治活動のほか、所属候補者又は支援候補者の選挙運動に及ぶ内容も記載することができます。ただし、特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載することはできません。

② ポスターには、掲示責任者・印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載することが必要です。また、確認団体自身の名称も記載しなければなりません。

(4) 証紙交付

ポスターは、市選管から交付される証紙を貼付しなければ掲示することはできません。

(5) 掲示箇所

ポスターは、国・地方公共団体の所有又は管理する庁舎や施設には、貼ることができます。

ません。橋・電柱・電話柱に貼ることは、管理者の承諾如何によりますが、おおむね許可されない見込みなのでご注意ください。

なお、公共の街路樹マス等には、ベニヤ板等にポスターを貼り、これに支柱をつけてつきさしたりするようなプラカード式掲示もできません。公共以外の建物や工作物には、一応どこでも貼れる（プラカード式掲示も可）わけですが、その場合でも、建物や工作物の居住者、居住者がいない場合は管理者、管理者がいない場合は所有者の承諾が必要です。無断で貼った場合は撤去されます。

#### （6）撤去

所属候補者又は支援候補者の選挙運動のために使用するポスターについては、選挙期日後すみやかに撤去しなければなりません。

### 立札・看板の類の掲示

（1）「立札」とは、独立して立てるもの、又は施設・物件等に立てかけられるものであり、「看板」とは施設・物件等にとりつけられたものをいいます。「立札・看板の類」とは、プラカード・横断幕・のぼり等、その使用方法からみて、立札・看板に類するものと認められるものをいいます。

#### （2）掲示できるもの

- ① 政談演説会の告知用のもの及びその会場で使用するもの
- ② 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの

#### （3）規格・枚数の制限

規格について制限はありませんが、政談演説会告知用の立札及び看板の類（以下、本項において「看板」という。）の数は、一の政談演説会ごとに、通じて5以内に限られます。

#### （4）記載内容

記載内容については、政治活動用ポスター同様の制限（特定の候補者の氏名・氏名類推事項の記載禁止）があります。また、ポスターやビラと異なり、所属候補者又は支援候補者の選挙運動のために使用することはできません。また、看板は、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

#### （5）表示

看板を掲示する場合は、政談演説会開催届出の際、市選管の定める表示が必要です。

#### （6）掲示箇所

掲示箇所については、ポスターの掲示箇所と同様の制限があります。

ただし、看板については、政談演説会の開催当日にその会場内及び会場前に掲示することができます。また、公園・広場・緑地及び道路にも掲示することができます。

これらの場合も管理者の承諾を得なければなりません。

#### （7）撤去

看板は、政談演説会が終了したときは、直ちに撤去しなければなりません。

## ビラの頒布

- (1) ビラとは、おおむね一定の宣伝目的をもって作成され、不特定多数の人に無償で頒布する文書図画であって、綴られていない一枚刷のものをいいます。
- (2) 種類と枚数  
市選管に届け出たもの2種類以内に限り認められます。枚数については制限がありません。
- (3) 記載内容については、政治活動用ポスターと同様の制限があります。  
なお、ビラの表面には、当該確認団体の名称、選挙の種類及び公職選挙法の規定によるビラである旨を表示しなければなりません。
- (4) 国・地方公共団体等の建物における頒布の禁止  
国・地方公共団体等が所有又は管理する建物においては、ビラの頒布が禁止されています。しかし、公共建物でもそこが政談演説会の会場であれば頒布することができます。

## 連呼行為

連呼行為とは、同一の内容の短い文言を連続して繰り返し呼称することをいいます。政治活動のための連呼行為は、選挙期間中は禁止されますが、確認団体についてだけその例外として、次の場合に限り許されています。

- ① 政談演説会の会場及び街頭政談演説においてする場合
- ② 午前8時から午後8時までの間に限り、宣伝・告知のための自動車の上においてその運行中又は停止中においてする場合

なお、学校・病院・診療所その他の療養施設の周辺では、連呼行為をするに当たって静穏保持に努め、授業・療養・療養等の妨げにならないよう注意しなければなりません。

このほか、連呼行為の内容については、純粋な政治活動に限られ、選挙運動にわたる内容の連呼、氏名の連呼は許されないので注意を要します。

# 政治団体確認申請書

令和 年 月 日

鹿屋市選挙管理委員会委員長 様

政治団体名

事務所所在地

(代表者)氏名

市長選挙における本政党（会、連盟等）の所属候補者（支援候補者）は、次のとおりです。

公職選挙法第201条の9第1項ただし書きの規定の適用を受ける政治団体であることを確認してください。

|                |          |
|----------------|----------|
| 候補者氏名          |          |
| 立候補届出<br>年 月 日 | 令和 年 月 日 |

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書

市長選挙における公職選挙法第201条の9第1項ただし書きの規定の適用を受ける下記支援候補者とされることを同意します。

記

政党その他の政治団体

令和     年     月     日

候補者 氏名

# 確認団体政治活動用ビラ届出書

令和 年 月 日

鹿屋市選挙管理委員会委員長 様

政治団体名

事務所所在地

(代表者)氏名

令和 8 年 1 月 25 日執行の鹿屋市長選挙において、公職選挙法第 201 条の 9 第 1 項の政治活動用ビラとして、別添えのビラを頒布したいので、届け出ます。

番号

鹿屋市長選挙 確認団体 法定ビラ第 号

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

注 1 頒布するビラを 1 枚添付するものとする。

2 異なる種類のビラがある場合は、それぞれ 1 枚とする。

# 確認団体政談演説会開催届出書

令和      年      月      日

鹿屋市選挙管理委員会委員長    様

政治団体名

事務所所在地

(代表者)氏名

令和 8 年 1 月 2 5 日執行の鹿屋市長選挙において、公職選挙法第 2 0 1 条  
の 9 第 1 項の政談演説会を、下記のとおり開催したいので、届け出ます。

## 記

|                |                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------|
| 開催日時           | 令和      年      月      日 (      )      午前・午後      時      分 |
| 使用する<br>施設の名称  |                                                           |
| 使用する<br>施設の所在地 |                                                           |

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。